

昭和三十七年四月二十八日提出
質 問 第 四 号

地方債に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十七年四月二十八日

提出者 中 島 巖

衆議院議長 清 瀬 一 郎 殿

地方債に関する質問主意書

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第一項第四号に、災害復旧事業費については、地方債をもつてその財源とすることができ旨の規定がある。

災害復旧事業の施行主体である地方公共団体は、災害復旧事業に支払う経費を、つなぎ融資を受けて支払っていることは通例である。

このつなぎ融資を受ければ当然利子がつくことになるが、つなぎ融資の利子に地方債を認めないのは、いかなる理由によるか。

右質問する。